

第廿四條 労働者負担制度、徒弟制度、寄附制度其他一切の封建的労働諸制度の廢止、

第廿五條 國立職業紹介機關の完成並に其の管理に労働組合の参加、労働法規違反に關する特別裁判機關の設置、

第十一章 保障

第廿七條 資本家並に國家が其の金額を負担する労働に依る傷害、廢失、失業、老衰を含むる労働保障制度の確立、

第廿八條 資本家が其の金額を負担する職業病者の標準生活費並に治療費の支給、

第十二章 農業

第廿九條 耕作地の國有及び耕作権の確立、
第三十條 國庫負担に依る農業保障の國營

社會

第十三章 生活権

第三十一條 老幼、廢疾者並に幼兒を扶育する無産婦人の標準生活費の國庫負担

第三十二條 労働者、耕作者及び一般無産者住宅の國家監理

第十四章 教育

第三十三條 義務教育年限の延長、及び無産者子弟の學費並に食費の國庫負担

第十五章 婦人

第三十四條 法上、教育上に於ける男女權利の平等、
第三十五條 賣淫制度の廢止、

地方 綱領

第一條 衆議院議員選挙法規に準ずる地方議會議員選挙制の實施

第二條 知事及び市町村長、直接選挙制の實施

第三條 無産階級の立場よりする地方制の根本的改革及創設、

第四條 電燈、軌道、水道、瓦斯事業等の公營、